

## 定期購入に関する法律が強化されました

インターネットなどによる定期購入はトラブルが多いので令和3年6月に特定商取引法が強化され、事業者はWebサイトなどの最終確認画面に下記事項を確認できるよう表示することが求められています。

- ① 商品の数量、提供の回数、各回の分量
- ② 支払総額（2回目以降の代金も表示）
- ③ 支払いの時期・方法（各回の請求時期も表示）
- ④ 引渡・提供時期（次期分発送時期等についても表示）
- ⑤ 申込の撤回や解除に関すること。
- ⑥ 申込期間（季節商品のほか期間限定販売の場合はその期限）



これらを表示していない場合や誤認させるような表示を行った場合、申込んだ消費者は契約の取消ができる場合がありますので、証拠を残すため、最終確認画面などのスクリーンショットを残しておきましょう。その他、事業者には氏名または名称、住所、連絡先（電話番号など）を明示する義務もあります。

## ネット通販などで契約する前に気をつけること ～申込み前の確認のポイント～

### 定期購入で注意すること

1回限りの購入か？  
継続的な購入か？

継続的な購入の場合、  
回数は定められているか？



### 一般的な通信販売で注意すること

事業者の所在地、連絡先などが  
明記してあるか？

支払う総額はいくらか？  
支払いや引き渡しの時期は？

解約や返品は可能か？  
その条件・方法は？

最終確認画面のスクリーンショット  
を残したか？

## 通信販売はクーリング・オフの対象外です！

クーリング・オフとは一定の期間内であれば無条件で契約の申込を撤回したり、契約を解除したりできる制度ですが、インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品の可否や条件についての特約があれば特約に従います。特約がない場合には8日以内（商品を受け取った日を含む）であれば返品できますが、商品の返品費用は消費者負担です。



万が一、トラブルに巻き込まれたときは  
消費生活センターまでご連絡ください。

練馬区消費生活センター

☎ 03-5910-4860

Fax 03-5910-3440

☎～金曜日 午前9時～午後4時30分  
(土・日曜・祝休日・年末年始を除く)